別紙

藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領における留意事項

この留意事項は，市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「要領」という。）第４条第２項及び第５条第３項に規定する事項を定めるものとする。

なお，教職員は、「藤沢の支援教育」の考え方を基本として，障害者基本法の基本的な理念及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の目的を踏まえ，障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに，全ての児童生徒が互いを認め合い，ともに学び，ともに育つことができるよう，一人ひとりに応じた適切な支援・指導に努めるものとする。

Ⅰ．不当な差別的取扱いについて

１． 基本的な考え方

法は，障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる，障がいのある者の権利利益の侵害を禁止している。

学校における不当な差別的取扱いとは，合理的配慮を提供できない理由がないにもかかわらず，障がいを理由として，障がいのない児童生徒等と同様の教育の機会の提供を行わないことや，機会の提供にあたって，障がいのある児童生徒等のみに制限や条件をつけることである。

教職員は，法の趣旨に則り，障がいのある児童生徒等が安心して学校で生活できるよう不当な差別的取扱いの基本的な考え方に十分留意して対応しなければならない。

２．判断について

教職員は，個別の事案ごとに，障がいのある児童生徒等，第三者の権利利益（例：安全の確保、損害発生の防止等）及び学校における教育活動の目的・内容・機能の維持等の観点に照らし，具体的な場面や状況に応じて，総合的，客観的に判断する必要がある。

その際，合理的配慮を提供できない理由について拡大解釈することがないよう留意する。

なお，合理的配慮を提供できないと判断した場合には，障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者にその理由を説明し，理解を得るよう努めることが望ましい。

３．具体例

①　第２で示したとおり，不当な差別的取扱いに相当するか否かについては，個別の事案ごとに判断されることとなる。

以下に示す不当な差別的取扱いに当たり得る具体例については，合理的配慮を提供できない理由が存在しないことを前提としていること，さらに，それらはあくまでも例示であり，記載されている具体例だけに限られるものではない。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

○障がいを理由に入学を拒否する。
○障がいを理由に授業への参加を拒否する。
○障がいを理由に行事等への出席を拒否する。
○試験等において，合理的配慮を受けたことを理由として評価に差をつけること。
○教育活動において，障がいを理由に，特に必要ではないにもかかわらず，保護者等付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり，特に支障がないにもかかわらず，付添者の同行を拒否したりする。

等

②　障がいのある児童生徒の教育活動を保障し，教育の目標を達成するために必要な措置は，不当な差別的取扱いには当たらない。

（不当な差別的取扱いに当たらない具体例）

○学校における合理的配慮を提供等するために必要な範囲で，プライバシーに配慮しつつ障がいのある児童生徒又はその保護者から障がいの状況等を把握する。
○障がいのある児童生徒のため通級による指導を実施する。
○特別支援学級及び特別支援学校において，特別の教育課程を編成する。

等

Ⅱ．学校における合理的配慮について

１．基本的な考え方

法は，障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者から，学校における社会的障壁の除去が求められた場合，その実施に伴う負担が過重でない

ときは，学校における合理的配慮を行うことを求めている。
　学校における合理的配慮は，本来の教育活動の目的，内容，機能を損なうことなく，必要とされる範囲で，提供するものである。
　なお，合理的配慮は，いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。障がいがある者が受ける制限は，障がいのみに起因するものではなく社会におけるさまざまな障壁によって生ずる。

２．留意点

①　学校における合理的配慮は，障がいの特性や学校における社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なるものであることを踏まえ，要領第５条第２項各号に規定する要素を考慮し対応する。
　その際，障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者との対話を通して，相互理解を図り，合意形成に努めた上で，代替措置の選択も含め，必要かつ合理的な範囲で実施する。

②　学校における社会的障壁の除去を求める意思表明に当たっては，障がいのある児童生徒等が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられるが，本人からの意思表明のみでなく，家族，支援者・介助者等，コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う場合も同様とする。
　なお，知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により意思の表明が困難な障がいのある児童生徒等が，家族，支援者・介助者，法定代理人等を伴っていない場合など，意思の表明がない場合であっても学校における社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には，適切と思われる配慮を提案し，自主的に取り組むよう努めることが望ましい。

③　学校における合理的配慮は，個々の障がいのある児童生徒等に対して，現在の人的・物理的・技術的な環境を基礎として，その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって，各場面における環境の整備の状況により，学校における合理的配慮の内容は異なることとなる。
　また，障がいの状態等が変化することもあるため，適宜，見直しを行うことが重要である。

④　教育委員会又は市立学校が，教育活動の一環として実施する活動において事業者に委託等する場合は，提供される学校における合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がいのある児童生徒が不利益を受け

ることのないよう，委託等の条件に，要領を踏まえた学校における合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

３．提供にあたって

学校における合理的配慮の提供にあたって，具体的な方法を考える際には，独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「藤沢の支援教育リーフレット教職員ガイド」等に記載されている事項を参考にする。